

平成22年5月21日現在

研究種目：特定領域研究

研究期間：2004～2009

課題番号：16090203

研究課題名（和文）グローバル・ユーザーのための日本型金融取引法モデルの構築

研究課題名（英文）Construction of a Japanese Model of Financial Transaction Law for the Global User.

研究代表者 野村 美明 (NOMURA YOSHIAKI)

大阪大学・大学院国際公共政策研究科・教授

研究者番号：20144420

研究成果の概要（和文）：

この研究は日本の金融システムの取引法的側面について、国境を意識しない普遍的な利用者（グローバル・ユーザー）の観点から観察して問題点を解明することを目的とする。

具体的には、(1)現行法がグローバル金融を適切に規律するのにふさわしいかを検討し、(2)将来に向けたあるべき金融取引法の姿を具体的に提案し、(3)これらの結果をグローバル・ユーザーに向けてわかりやすく伝える。特に(3)については将来のアジアにおける共同市場の可能性も視野に入れ、アジア太平洋地域におけるユーザーへ伝えることを重視した。

研究成果の概要（英文）：

This research aimed to elucidate problems that arise in the transaction law aspects and the supervision/regulation law aspects of Japanese financial law from the perspective of the global user. Considering the increased use of free trade agreements in Asia, this analysis was not only focus on current laws, but also explored laws ideal for the future.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2004年度	5,400,000	0	5,400,000
2005年度	9,700,000	0	9,700,000
2006年度	9,600,000	0	9,600,000
2007年度	10,200,000	0	10,200,000
2008年度	10,709,300	0	10,709,300
2009年度	6,900,000	0	6,900,000
総計	52,509,300	0	52,509,300

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：(1)グローバル・ユーザー (2)判例 (3)法令 (4)振替法 (5)英訳 (6)日本法の透明化 (7)金融取引法

1. 研究開始当初の背景

この研究は、1997年以降の歴史的制度改革によってもたらされた日本の金融システムの取引法的側面について、国境を意識しない普遍的な利用者（グローバル・ユーザー）の観点から、(1)現行法がグローバル金融を適切に規律するのにふさわしいかを検討し、(2)将来にむけたあるべき金融取引法の姿を国内立法および国際立法として具体的に提案し、(3)これからの結果をグローバル・ユーザーに向けて分かりやすく伝えることを目的とし、研究を立ち上げた。初年度からは、「グローバル取引法知識統合システム（国際金融法コンポーネント）」整備のためのインフラ整備を実施した。（ここに蓄積されたデータは最終的には総括班のデータベースに統合された）国際金融法班として、総括班と密接な連携のもとに、規制法グループと共同で、将来に向けたあるべき金融取引法の姿を国内立法および国際立法として具体的に提案するために、現行法のうちで翻訳すべきものおよびすでに翻訳のあるものを収集し、翻訳すべきものについてはその優先順位を決定し、準備を進めた。

2. 研究の目的

この研究は日本の金融システムの取引法的側面について、国境を意識しない普遍的な利用者（グローバル・ユーザー）の観点から観察して問題点を解明することを目的とする。具体的には、(1)現行法がグローバル金融を適切に規律するのにふさわしいかを検討し、(2)将来に向けたあるべき金融取引法の姿を具体的に提案し、(3)これらの結果をグローバル・ユーザーに向けてわかりやすく伝える。特に(3)については将来のアジアにおける共同市場の可能性も視野に入れ、アジア太平洋地域におけるユーザーへ伝えることを重視した。

3. 研究の方法

研究目的を達成するために、「融監督規制の国際調和と相互承認の研究」（研究代表者：久保田隆）（以下「規制法グループ」という）と合同で国際金融法班を形成し、とりわけ、あるべき法の姿の検証とグローバル・ユーザーへのわかりやすい情報発信について共同で研究を進めた。その結果、わかりやすい情報発信については翻訳者および海外共同研究者との対話を重ね、ユーザーの立

場に立った情報発信が可能となった。

4. 研究成果

(1). 立ち上げ期：（平成16年度～17年度）
予備的調査

「グローバル取引法知識統合システム（国際金融法コンポーネント）」整備のためのインフラ整備を実施した。（ここに蓄積されたデータは最終的には総括班のデータベースに統合された）国際金融法班として、総括班と密接な連携のもとに、規制法グループと共同で、将来に向けたあるべき金融取引法の姿を国内立法および国際立法として具体的に提案するために、現行法のうちで 翻訳すべきものおよびすでに翻訳のあるものを収集し、翻訳すべきものについてはその優先順位を決定し、準備を進めた。

17年度には翻訳対象を決定し、既存翻訳を収集し、今後の法改正作業を考慮して優先順位を決定する作業を行った。

成果の公表としてホームページの翻訳対象リストおよび日本法の英訳リンク集を一新した。

http://www2.osipp.osaka-u.ac.jp/~nomura/project/inter_finance/eng/index.html

(2). 中間期：（平成18年度～平成19年度）

平成18年度には翻訳内容のチェックとデータベース化、24件の判例の英語翻訳をチェックし、公開した。また専門的知識および利用者の意見の聴取（19年度に国際学会を開催）や意見交換会をした。

オーストラリア国立大学にてオーストラリア・ワークショップを開催し、真の透明化のためには“simple Japanese”による立法が必要であるという結論を得た。（野村研究業績 5.主な発表論文等〔雑誌論文〕⑥「日本法の英訳は日本法の透明化につながるか」、〔学会発表〕⑦参照）平成19年度には、平成16年度より立ち上げた事項を継続的に実施した。

①翻訳対象判例・法令の共同検討作業、②各研究者による日本法の分析と比較法情報の収集、③翻訳内容のチェックとデータベース化④専門知識の聴取、⑤近隣諸国および米国またはECにおける調査を行った。

情報発信については、専用ウェブページの情報共有と公開ホームページによる対外発信をした。

さらに上海、復旦大学での国際学会（2007年4月7日－8日）、海外共同研究のケント・アンダーソン氏を招き、国際ワークショップ（2007年12月7日）、中国人民大学法学院常務副院長の韓大元教授を招き、国際民事訴訟法班と共同で合同シンポジウム「中国法からみた日本法の透明化」（2008年3月9日）を開催。（5.主な発表論文等〔学会発表〕⑥参照）（完成期2010年に後掲の『阪大法学』にて刊行された）

（3）. 完成前期：（平成20年度）

現行法の姿をわかりやすく対外的に発信することとこれまでの課題をさらに掘り下げることに重点をおいた。

継続的に実施した事項に関する実績のうち、翻訳対象判例・法令の共同検討作業においては、特に改正振替法の分析を行なった。また、専用ウェブページでの情報共有と公開ホームページによる対外発信に関しては、英文ホームページのリニューアルと充実化を図った。

対外的情報発信についての実績はつぎのとおりである。

①2008年11月14日韓国、ソウル大学でのワークショップ社債株式振替法とハーグ証券条約において日本法の現状と課題および国際条約とのインターフェースについて報告し、韓国法の現状と比較して意見交換をした。その成果はソウル大学の紀要（韓国語）に公表された。

（森下研究業績 5.主な発表論文等〔雑誌論文〕④「日本の社債株式等振替制度の概要と課題」、〔学会発表〕⑤参照）

②2008年12月20日－21日の2日間に渡り、特定領域研究取引法班・金融法班と共同でインドネシアバタム大学よりRina Shahrullah氏を招き、イスラム金融に関するワークショップを開催した。（5.主な発表論文等〔学会発表〕④参照）日本法の透明化の意義を明らかにする趣旨のもと、イスラム金融に関する情報を共有し深い分析を試みた。またそのワークショップの音声データを文字に起こしホームページで公表した。

③2009年2月27日にイギリスロンドン大学にて、ワークショップ International Finance Roundtable –A Japanese Perspective(5.主な発表論文等〔学会発表〕③参照)を開催し、ペ

ーパレス化など日本の新しい金融法に関して報告した。またその原稿を英語に翻訳した。さらに2009年3月1日に後掲の『NBL』900号84-88頁(野村研究業績 5.主な発表論文等〔雑誌論文〕②「日本金融法の規制影響評価」参照)にて、「日本金融法の規制影響評価」を刊行した。

（4）. 完成期：最終年度（平成21年度）

最終年度は各研究者による日本法の分析と比較法の成果をまとめたほか、実績の公表および情報発信に注力した。

①専用ウェブページでの情報共有と公開ホームページによる対外発信に関して、検索判例の判例掲載数の数を大幅に増やした。（HP掲載数32件→98件）

http://www2.osipp.osaka-u.ac.jp/~nomura/project/inter_finance/eng/casesj.html

また、研究分担者の下村眞美の「執行制度と倒産制度」、「日本の倒産実体法について - 否認権と双方未履行契約の処理を中心に -」を英訳（A4で計27ページに渡る）し、当研究ホームページに掲載した。

②本特定領域研究の締めくくりとして、総括班との共催で、2009年11月28日シンポジウム「判例翻訳を通して見る日本法」、翌29日に「さらなる日本法の透明化のために」を実施した。（5.主な発表論文等〔学会発表〕①②参照）

③2008年3月9日開催の特定領域研究「日本法の透明化」国際民事訴訟法・国際金融法班合同シンポジウム「中国法から見た日本法の透明化」が『阪大法学』第59巻第5号（通巻第263号）（2010年1月）に刊行された。

④2010年3月27日、28日の2日間に亘って当研究成果の還元のため、上海・復旦大学で「外国の制度に対する信用と相互承認に関する」ワークショップを開催。研究代表者の野村は「東アジア市場統合と外国判決の承認制度の意義—等価性の承認」として報告した。報告原稿は日中韓の3カ国語で公表されている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計12件)

①Yoshiaki Nomura “Japanese Law as the Applicable Law under The Hague Securities Convention: What Rule of Substantive Law Should Be Applied?”
Osaka University Law Review
査読無 No.57 2010 pp.1-18

②野村 美明 「日本金融法の規制影響評価」
NBL 査読無 900号 2009 84-88頁

③Yoshiaki Nomura “Harmonization and Diversification of Contract Conflicts”
Japanese Yearbook of International Law,
査読有 Vol.51 February 2009 pp.341-358

④森下 哲朗 「日本の社債株式等振替制度の概要と課題」
Business Finance Law 査読無 33号
2009年 82-88頁

⑤Yoshiaki Nomura “Dynamism and Limit of Harmonization of Conflict-of-Law Rules by National Legislation” Global KHU Global Business Law 査読無 vol.1 2008 pp.57-63

⑥野村 美明 その他 (国際ワークショップ記録)「日本法の英訳は日本法の透明化につながるか」『国際商事法務』査読無 vol.36 2008年 327-338頁

⑦山下 典孝 「銀行の保険販売」新・裁判実務大系 29 銀行関係訴訟法
査読無 2007年 411-422頁

⑧森下 哲朗 「国際的証券振替決済の法的課題 (5・完)」

上智大学論集 査読無 第51巻 第1号
2007年7月 13-55頁

⑨森下 哲朗 「国際的証券振替決済の法的課題 (4)」

上智大学論集 査読無 第50巻 第4号
2007年3月 45-104頁

⑩山下 典孝 「保険契約関係者の変動を巡る法的諸問題」

保険学雑誌 (日本保険学会) 査読無 598号
2007年 1-20頁

⑪山下 典孝 「保険金受取人指定と保険金帰属に関する一考察」

生命保険論集 査読無 161号 2007年
33-44頁

⑫森下 哲朗 「国際通貨法と国際管轄権」

ジュリスト 査読無 1301号 2005年
52-58頁

[学会発表] (計7件)

①野村 美明 総括班シンポジウム「さらなる日本法の透明化のために」2009年11月 於:京王プラザホテル 本館47階 あげぼの

②野村 美明 総括班シンポジウム「判例翻訳を通して見る日本法」2009年11月 於:キャンパスイノベーションセンター多目的室4

③Yoshiaki Nomura Tetsuo Morishita
International Finance Roundtable - A Japanese Perspective - February 2009
Queen Mary, University of London

④野村 美明 特定領域研究取引法班・金融法班法制度の「透明化」による外資導入の促進—イスラム国家のケーススタディ
「バタム島に適用される自由貿易地域制度について」 「イスラム金融とイスラム仲裁」 2008年12月 於:大阪大学 法・経大学院総合研究棟4階 大会議室

⑤野村 美明 森下 哲朗 「社債株式振替法
とハーグ証券条約」 2008年11月
Seoul National University

⑥野村 美明 特定領域研究「日本法の透明化」
国際民事訴訟法・国際金融法班合同シンポジウ
ム「中国法から見た日本法の透明化」
2008年3月 於：大阪大学中之島センター9階
会議室1・2

⑦野村 美明 国際ワークショップ 「日本の金
融法の英語訳は日本法の透明化につながる
か？」
(“ Problems in translating financial
materials, particularly court cases; to
facilitating more and better translation of
Japanese financial law”) 2007年3月
於：オーストラリア国立大学

[その他]
ホームページ
[http://www2.osipp.osaka-u.ac.jp/~nomura/pr
oject/inter_finance/eng/indexj.html](http://www2.osipp.osaka-u.ac.jp/~nomura/project/inter_finance/eng/indexj.html)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

野村 美明 (NOMURA YOSHIAKI)
大阪大学・大学院国際公共政策研究科・教授
研究者番号：20144420

(2) 研究分担者

下村 眞美 (SHIMOMURA MASAMI)
大阪大学・大学院高等司法研究科・教授
研究者番号：50346128

森下 哲朗 (MORISHITA TETSUO)
上智大学・法学研究科・教授
研究者番号：80317502

山下 典孝 (YAMASHITA NORITAKA)
大阪大学・大学院高等司法研究科・教授
研究者番号：00278087

(3) 研究協力者

北澤 安紀 (KITAZAWA AKI)
慶応義塾大学・法学部・教授
研究者番号：70286615
(平成16年→17年：研究分担者)